

介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業業務
企画提案評価会議設置要領（案）

1 目的

この要領は、「介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業」に係る公募型プロポーザル方式実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて応募があった企画提案（企画）書を審査し、同業務の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

2 評価会議の設置

上記1の受託候補者を選定するため、介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業業務企画提案評価会議（以下、「評価会議」という。）を設置する。

3 評価会議の構成

- (1) 評価会議は、別表の構成員をもって構成する。
- (2) 評価会議の座長は、健康福祉部介護支援課長とする。また、座長代理は、健康福祉部介護支援課企画幹兼課長補佐とする。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は座長が招集する。
- (5) 評価会議は過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない構成員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 審査事項

評価会議は、実施公告に基づき提出された提案（企画書）の内容を審査し、最も適切な受託候補者を選定するものとする。

5 審査方法

審査方法は別に定める。

(別表)

構成員	備考
健康福祉部介護支援課長	座長
健康福祉部介護支援課企画幹兼課長補佐	座長代理
産業労働部産業人材育成課能力開発係員	
産業労働部労働雇用課雇用対策係員	

介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業業務 企画提案審査要領（案）

1 目的

この要領は、介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業業務企画提案評価会議設置要領の「5 審査方法」について必要な事項を以下のとおり定める。

2 審査対象

提案（企画書）及び添付書類の内容

3 審査項目及び審査内容

別添「選定基準」のとおり

4 審査方法

ア 採点

別添審査表の評価項目及び評価内容に基づき、提案（事業企画書）内容の評価を行い、合計の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、同点がある場合は座長が指名する者を受託候補者とする。

なお、基準点は60点とし、これに満たない場合は選定しないこととする。

イ 評価点算出方法

評価点はA点からE点の5段階評価とする。

非常に優れている A

優れている B

標準 C

やや劣る D

劣る E

評価点は、評価項目毎の配点に、係数1.0（A）、0.8（B）、0.6（C）、0.4（D）、0.2（E）を乗じて算出する。